

# 増毛町 男女共同参画計画



HOKKAIDO  
MASHIKE

平成 29 年 3 月

## 目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画の基本理念	3
5	計画の内容	3
6	計画の体系	4
7	計画の推進体制	6
8	行動計画	6
	第Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進	6
	第Ⅱ 生涯にわたり健康で暮らせる社会づくりの推進	9
	第Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画の推進	10

---

# 1 計画策定の趣旨

---

男女の平等を推し進めるため、平成 11 年に施行された男女共同参画社会基本法の第 2 条で、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。

我が国の人口減少は、今後加速度的に進むことが予想されており、人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな影響を及ぼします。

そのような、人口減少による社会情勢の変化の中で、本町としても男女が対等な立場で活躍する社会の実現に向けて、地域の特性を活かした施策や取り組みを推し進めるためこの計画を策定します。

## ※「男女平等参画社会」

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

また、「参加」が単に仲間に加わることを意味しているのに対し、「参画」は、積極的、主体的に政策等の企画や決定に関わり、意見を反映させていくことを意味している。

---

## 2 計画の位置づけ

---

### (1) 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針であります。

### (2) 市町村女性活躍推進計画としての位置づけ

この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけるものであり、本町における女性活躍推進に向けた施策の指針であります。

---

## 3 計画期間

---

この計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

---

## 4 計画の基本理念

---

### 「男女が協働で進める豊かなまちづくり」

#### 基本目標

1. 男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進
2. 生涯にわたり健康で暮らせる社会づくりの推進
3. さまざまな分野における男女共同参画の推進

---

## 5 計画の内容

---

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進

家庭、学校、地域など、様々な教育の機会を通じて「男だから、女だから」という性別による差別意識をなくし、一人の人間として尊重され、男女が互いに認め合い共に支え合う社会に向け、基本的人権を基盤とした男女共同参画の意識づくりに努めます。

男女平等参画社会の実現に向け、これまでの慣行にとらわれることなく女性があらゆる分野へ参画することで、これまでの家庭生活、職業生活、地域生活をバランスのとれたライフスタイルへ転換し、男女が共に家庭と社会における責任を担うことのできるよう女性を取り巻く環境の意識づくりに努めます。

## 基本目標Ⅱ 生涯にわたり健康で暮らせる社会づくりの推進

男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、互いに尊重し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えるものです。心身の健康について、正しい知識・情報を得ることは、主体的に健康でいられるために必要です。

性別、年齢に関わらず、生涯を通じた健康のための総合的な取り組みを進め、男女の性差に応じた健康の支援に努めます。

## 基本目標Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画の推進

日本の人口の半数は女性であり、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っているにもかかわらず、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画比率は低い現状であります。

男女共同参画社会の実現には、男女があらゆる場面に参加して、まちづくりの政策や方針決定において、対等に参画することが極めて重要となることから、積極的に女性の比率を高めるよう努めます。

## 6 計画の体系

それぞれの目標を達成するために施策の基本方針に沿って取り組みます。

### 基本理念

「男女が協働で進める豊かなまちづくり」

目 標		施策の基本方針
I	男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人権を尊重する意識の浸透</li><li>・ 男女平等の視点に立った教育の推進</li><li>・ 生涯学習の推進</li><li>・ 性を尊重する意識の浸透</li></ul>
II	生涯にわたり健康で暮らせる社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康づくりの推進</li><li>・ 妊娠・出産等に関する健康支援</li><li>・ 保健医療体制の充実</li></ul>
III	さまざまな分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域社会における男女平等参画の推進</li><li>・ 政策・方針決定過程への女性の参画促進</li><li>・ 就労における男女平等の推進</li></ul>

---

## 7 計画の推進体制

---

計画の推進にあたっては、増毛町役場内のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めることにより、総合的に取り組みを実施します。

また、町民の意見や提案等を施策に反映させるため、町民をはじめとして町内企業及び各種団体等と連携、協働して本町の男女共同参画のまちづくりを推進します。

---

## 8 行動計画

---

### 第 I 男女共同参画社会を目指す意識づくりの推進

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」とされ、男女が人権の尊重を基本として、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、従来の社会慣行にとらわれることのない男女共同参画社会の正しい理解の形成に努めます。

また、家庭・地域・職場など社会のあらゆる場面において、男女の役割を決めつけるような考え方や制度・習慣が残されている場合もあり、それらが、男女平等を基本とする男女共同参画社会の実現を妨げていることも否めません。家庭・地域・職場などの地域社会において、明るく豊かな地域づくり、まちづくりを進めるために個人が地域のな

かで充実した生き方をしていくための男女平等の意識づくりを進めていきます。

### **【施策の基本方針】**

#### ◎人権を尊重する意識の浸透

長い歴史の中で依然として人々の意識や行動、社会習慣・慣行に根強く残る性別により役割分担意識の是正を図るため、広報・啓発活動を通して、男女の平等と共同参画意識の高揚を図ります。

#### ◎男女平等の視点に立った教育の推進

互いの人権を尊重し合い、男女平等の視点に立った考え方や行動を身につけることのできるよう、生涯にわたって家庭や学校、社会などあらゆる機会にあらゆる場所において男女平等の教育、学習機会の充実を図ります。

#### ◎生涯学習の推進

生活向上、職業能力の向上、自己実現を目指し、自発的に学んだことがまちづくりに生かされる生涯学習への積極的参加を促します。また、多様化、高度化する社会変化に対応する学習ニーズや、男女が新たに直面する課題の解決に応え、男女平等参画を推進するための知識を身につけることのできるよう生涯学習の充実を図ります。

#### ◎性を尊重する意識の浸透

男女ともに、お互いの身体特性を十分に理解し、互いの人権を尊重し合える意識の浸透に努め、女性に対する配偶者やパートナーによる暴力の根絶に努めます。

## 事業の内容

- ・ 人権尊重と性を尊重する意識づくり啓発活動の充実

人権を尊重する意識づくりのために、憲法をはじめ女子差別撤廃条約や児童虐待防止法など人権尊重に関する法令等の啓発活動を推進し、国や北海道などの関係機関が作成する啓発資料の収集・提供に努めます。

- ・ 人権尊重、男女平等の相互協力についての教育の推進

学校では、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重と、男女相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さの指導の充実を図ります。

また、家庭及び社会においては、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性などについて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう啓発に努めます。

- ・ 生涯学習での男女共同参画の推進

生涯学習では、男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画する力をつけるため、社会の多様化、高度化に対応した学習内容の充実と学習機会の提供に努めます。

- ・ 人権擁護の推進

人権擁護意識の高揚を図るため、人権相談を開催し、相談業務の周知と普及に努めます。

- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントやストーーカー行為、性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くための意識啓発を行います。

## 第Ⅱ 生涯にわたり健康で暮らせる社会づくりの推進

男女が生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは男女共同参画社会において基本要件です。社会の高齢化に伴い、健康づくりや疾病予防、介護予防への取組を通じて、健康寿命を長く保つための支援も重要になっており、健康づくりの意識啓発とともに、心の健康づくりや生活習慣病予防のための健康診断、健康指導、運動指導など生涯に通じた健康の維持・管理のための意識づくりと正しい知識の普及に努めます。

また、女性の社会進出や出産年齢の上昇など、妊産婦、乳幼児を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した母子保健対策を進めます。

### 【施策の基本方針】

#### ◎健康づくりの推進

男女の生涯を通じた健康保持に関し、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、運動習慣の普及を図るための事業を開催します。

#### ◎妊娠・出産等に関する健康支援

妊産婦及び母子のための相談窓口や、各成長段階に応じた検診等の実施、保健師や栄養士による健康教室等の開催など、母子保健の充実を進め、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりを推進します。

#### ◎保健医療体制の充実

保健・医療機関や福祉との連携強化を図り、生涯にわたる健康づくり体制の充実強化を図ります。

## 事業の内容

### ・健康づくり事業の開催

町民の健康寿命の延伸を目的として、運動拠点の整備や各種運動教室、健康に関する講演等を実施して、若い世代から高齢者までの運動習慣の普及を図ります。

### ・母子保健の推進

妊産婦や母子保健相談の実施、乳幼児の健康診断や保健相談・指導等を行い、母子・乳幼児の保健事業の充実を図ります。

### ・健康相談、健康診断など予防対策の充実

保健、医療機関、福祉の連携強化を図り、心身の健康管理や病気の予防啓発に努め、健康診断、健康相談、予防対策の充実を図ります。

## 第Ⅲ さまざまな分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のため、これまでの習慣にとらわれることのない柔軟な発想と男女が社会の対等な立場でさまざまな分野に参画することが男女共同参画を推進する上で重要な課題となります。地域社会では、現在の社会において希薄になりがちな自治会活動等の地域の活動においても男女共に積極的に参加できるように支援し、政策・方針が決定過程においては、女性の意見が反映されるよう政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を推進するように努めます。

また、女性の雇用については、男女雇用機会均等法をはじめとして、各種の法制度が整備されており、法を遵守し男女の均等な雇用機会と待遇の確保に努めてもらうよう事業所等に働きかけます。

## 【施策の基本方針】

### ◎地域社会における男女平等参画の推進

男女ともに自治会やその他各種団体への参加を促し、地域活動における男女平等参画を推進します。

### ◎政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女の意見がともに反映されバランスがとれた施策ができるよう環境整備を進め、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます。

### ◎就労における男女平等の確保

男女が均等な機会の下で、活躍できる状況を実現し、安心して働くことのできるよう、事業所内での男女間の不公平な処遇の是正の支援と、事業所等の理解と協力の下に、男女共に意欲を持って、能力を十分発揮できるよう男女平等の確保に努めます。

## 事業の内容

#### ・参画意識の高揚

女性の行政施策の関心を高めるための教育や学習機会の提供と女性の意見を聞くことのできる意見交換の場を作るよう努め、女性の参画意識の高揚を図ります。

#### ・地域活動への参画支援

男女ともに、自治会活動等の地域活動に積極的に参加できるよう地域活動の活発化に向けて支援します。また、女性の意見が地域活動に反映されるよう女性の参画を促します。

- ・ 審議会等への登用の促進

審議会等における女性委員の割合を拡大し、男女の均衡を図るよう積極的な女性の登用に努めます。

- ・ 均等な雇用機会と待遇の確保

就業においても性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて啓発を進めます。また、女性の積極的な活用と就業分野の拡大、男女労働者間の格差を解消するために関係機関と連携して、事業所に対し啓発します。

## 増毛町男女共同参画計画

担 当 増毛町企画財政課企画係

発行日 平成 29 年 3 月 2 1 日